

グループウェアシステム導入業務
企画提案書評価要領

1. 基本的な考え方

委託候補者の選定に当たっては、琴浦町（以下「町」という。）にとって最適な事業者を選定するため、提案内容と価格の両面で評価するプロポーザル方式を採用し、上限額の範囲内において提案があった者のうち、総得点の最も高い提案事業者を最優秀提案事業者とする。

1.1 審査機関

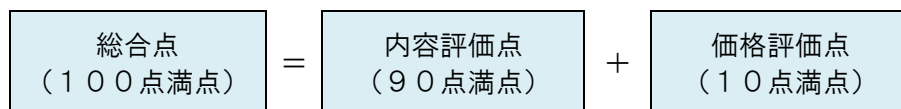
- (1) 本業務にかかるプロポーザルの審査は、グループウェアシステム導入業務審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が総合的に評価を行い、最優先交渉権者を選定する。
- (2) 審査委員会は、企画提案書等を、本要領及び別表審査項目表に基づき審査する。
- (3) 審査委員会の構成は、庁内から4名選出し、内1名を委員長に指名する。なお、審査委員会及びその構成は非公開とする。
- (4) 審査及び選定にかかる事務は、総務課が行う。
- (5) 委員の任期は、本要領制定の日から令和9年3月31日までとする。
- (6) 審査及び最優先交渉権者の選定は、原則として審査委員会の合議によって行うものとする。なお、最終決定は委員長が行う。

1.2 最優秀提案事業者決定方法

「内容評価点」と「価格評価点」の合計を「総合点」とし、総合点の最も高いものを最優秀提案事業者とする。（提案上限額の範囲内において、提案があったことが前提である。）なお、満点は、100点とし、「内容評価点」90点、「価格評価点」10点とする。

ただし、内容評価点の項目評価点（「提案参加者要件」を除く）について、審査委員会の複数の委員が0点と評価した場合は失格とする。

また、提案金額が上限額を超えた場合及び必須機能を具備せず、代替措置のない提案は失格とする。



1.3 有効数字

評価点の算出に当たっては、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位表示とする。

1.4 総合点が同点の場合

総合点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）は以下のとおりとする。

- (1) 提案事業者それぞれの「内容評価点」、「価格評価点」が異なる場合、「内容評価点」が高い者を最優秀提案事業者とする。
- (2) 提案事業者それぞれの「内容評価点」、「価格評価点」が同じ場合は、くじ引きにより最優秀提案事業者を決定する。

2. 内容評価点の算出方法

内容評価点は、提案内容に基づき、以下の考え方により、内容进行评估する。

2.1 内容評価点の計算

内容評価点の計算は以下の式で行う。

(各項目評価点に各項目加重点を乗算したものの合計)

内容評価点 (90点満点)	=	各項目評価点	×	各項目加重点
------------------	---	--------	---	--------

2.2 項目評価点の考え方

評価項目単位の採点は「0点」～「5点」までの6段階で評価する。

- ①非常に優れた提案は「5点」とする。
- ②優れた提案は「4点」とする。
- ③想定していた提案であれば「3点」とする。
- ④要件を満たしてないが許容できるものは「1～2点」とする。
- ⑤要件を満たしておらず許容できないものは「0点」とする。

2.3 評価項目及び配点

評価項目は、以下の表のとおりとする。

評価項目 (大分類)	内容	配点
システムの機能・操作性	<ul style="list-style-type: none">基本機能の網羅性操作性・UI (ユーザーインターフェース)スマートフォン (BYOD) 利用の快適さ情報の検索性と通知機能システム管理者の運用負担軽減セキュリティ対策 (BYOD 含む)他システム・ツールとの連携拡張性その他、上記以外で優れている機能の有無	75
運用サポート体制	<ul style="list-style-type: none">操作研修・マニュアルの有効性本番稼働後のヘルプデスク体制障害・バージョンアップ対応の確実性	15
合計		90

3. 価格評価点の算出方法

価格評価点は、以下の計算式で算出する。

$$10 \times ((\text{提案上限額} - \text{提案金額}) / (\text{提案上限額} - \text{最低提案金額}))$$

価格評価点 (10点満点)	=	10点	×	$\frac{\text{提案上限額} - \text{提案金額}}{\text{提案上限額} - \text{最低提案金額}}$)
------------------	---	-----	---	---	---

- ※1 提案上限額、提案金額、最低提案金額はいずれも60ヶ月分の月間利用料を合計したものである。
- ※2 最低提案金額は今回提案された価格の中で最も安価だったものの金額である。
- ※3 参加者が1者のみの場合、または提案上限額と最低提案金額が同額の場合（全者の提案金額が同額の場合）は、価格評価点を10点（満点）とする。